

辺野古差し止め 沖縄県が提訴へ

来月以降

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設工事の差し止めを求める訴訟を、沖縄県が4月以降に起こす。国が、3月末に切れる「岩礁破碎許可」の更新を不要と解釈し、許可なしで工事を続けようとしているためで、檢察への告発も検討している。県と国の対立は新たな局面を迎える。

「長年の水産庁の見解が、辺野古案件のために恣意的に変更された。政府が述べる法治国家とは程遠い」

翁長雄志知事は16日、記者会見で強い口調で言い、4月以降に国が無許可で工事を進めた場合、工事差し止め訴訟と差し止めの仮処分申請をする考えを示した。

翁長知事が言う「水産庁の見解」とは、2012年の水産庁長官通知のことだ。「漁協と事業者の間で漁業権の変更（一部放棄）

を契約しても、漁業権が当然に変更されるものではない」という内容。

岩礁破碎許可は、県漁業調整規則の手続きで、漁業権が設定されている漁場内で海底の地形を変える工事をする場合、知事の許可が要る。この「漁業権」をめぐって、国と県の見解が真っ向から対立している。

沖縄防衛局は「地元の名護漁協に埋め立て区域の漁業権を放棄させたので許可は不要」と主張。一方、県は水産庁長官通知を根拠に「漁協が漁業権を行使しない」と意思決定しただけ。漁業権が存在しなくなったわけではない」と反論する。

水産庁の幹部は、埋め立て事業の際に「漁業権を放棄しないよう指導してきた。それは今も変わらな」と話す。法的には漁業者が埋め立てに同意すれば十分で、漁業権を放棄する必要はないという。だが今

回、水産庁は防衛局からの問い合わせを受け、漁協が漁協内部で適正な放棄決議をしているとして「岩礁破碎等を行うための許可を受ける必要はない」と14日付文書で回答した。

と指摘する。「漁業権の放棄が成り立てば、放棄した海域では誰もが自由に漁業ができるようになる。新規参入者が出てくれば漁業補償の対象者が増え、むしろ埋め立てが困難になる」

琉球新報2017.3.16

熊本 一規氏
(明治学院大教授)



識者談話

「漁業権消滅」は不可解

海面の使用は国民の自由であり、漁業を営むことも本来自由である。しかし、自由に任せていると乱獲などにつながるため、「漁業生産力の発展」という公共目的に基づいて免許や許可を通じて漁業秩序をつくるようにしている。それが漁業法だ。

漁業権の内容はあくまで免許の内容によって決められる。国は今回、漁業法31条を引用し、漁協による漁業権の放棄によって知事の変更免許が必要ないとしているが、当該条文はあくまで漁民の手続きの仕方

を定め、知事が必要と認めれば、漁業権を放棄しても漁業権が生きており、岩礁破碎許可が必要であることを国が認識していることを示している。那覇空港では岩礁破碎許可を取り、辺野古では取らないというのは矛盾が生じる。

過去の質問主意書に対する内閣答弁でも「漁業法上、都道府県知事の免許を受けなければならぬ」とされており、恣意的な法解釈をするべきではない。(漁業法)